

苫小牧市職員のための
性の多様性を知り
行動するためのサポートガイドライン

～誰もが人権を尊重し、いきいきとこころ豊かに暮らす社会の実現を目指して～



苫小牧市

目 次

はじめに	1
1 多様な性を尊重するための行動指針	2
2 多様な性に関する基礎知識	
(1) 性の多様性	2
(2) ^{エルジービティー} L G B T と ^ソ S O G I ^ジ	3
(3) L G B T 等の性的少数者の割合	5
(4) 性的少数者の方が抱える困りごと	5
3 市民への対応	
(1) 窓口・電話での対応	8
(2) 各種申請書・公的証明書類等の性別欄の取扱い	10
(3) 公共施設の利用	11
(4) 災害時の対応	12
4 職場での対応	
(1) 職場内での言動	13
(2) 職場での業務内容	14
(3) ハラスメントへの対応	14
(4) 採用時の対応	16
(5) 休暇制度	16
(6) 職員相談窓口	17
参考 相談窓口	19

はじめに

本市では、平成18年に制定した「苫小牧市男女平等参画推進条例」の冒頭で、「誰もが個人として尊重され、性別にかかわらず個性と能力を十分に生かすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の共通の願いである」とうたっており、平成25年には「男女平等参画都市宣言」を北海道の自治体で初めて行いました。

その後、「苫小牧市男女平等参画基本計画 第3次（改定版）」において、「LGBTなど多様な性についての偏見や差別を無くしていくために、啓発活動を行います。」と定め、ジェンダー、LGBT等に関する講座や講演会を始めとした様々な取組を展開しています。また、令和5年1月4日には、一方または双方が性的マイノリティである2人がパートナーシップの関係にあることを宣誓するパートナーシップ制度を導入したところです。

国においては、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行されるなど、性的マイノリティの方々が抱える課題については、徐々に議論が進み、メディアの報道、自治体の取組等によって社会的に認知されてきている状況です。しかし一方で、未だ偏見や無理解により、性的マイノリティの方々は生活の中で多くの困難を抱え、また精神的な苦痛を受けているのが現状です。

こうした状況を踏まえて、日常的に市民と接する市職員が、性の多様性について正しい知識を持ち、様々な悩みを持つ方に寄り添った考えのもと、行動につなげることを目的として、令和6年8月に「多様な性を尊重するための行動指針」を定めるとともに、この度令和2年に策定したガイドラインを改定しました。

私たち市職員が男女平等参画都市宣言の趣旨にのっとり、性的指向や性自認にかかわらず、だれもが自分らしく暮らせる苫小牧を目指す上で、このガイドラインがそのサポートとなることを願っています。

このガイドラインは、社会の変化や皆様からのご意見も踏まえて、順次バージョンアップしていきます。

